

産廃協

Vol. 117

平成28年4月



美しい郷土をつくるために



一般社団法人 富山県産業廃棄物協会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。



環産対発第 1512211 号
環産産発第 1512212 号
平成 27 年 12 月 21 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の
施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号。以下「改正政令」という。）が平成 27 年 11 月 11 日に公布されたところであり、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 40 号）、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 141 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する告示（平成 27 年環境省告示第 142 号）等は、平成 27 年 12 月 21 日に公布され、廃水銀及び廃水銀化合物（以下「廃水銀等」という。）並びに当該廃水銀等を処分するために処理したものの特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基

づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26 年 3 月に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、同諮問は循環型社会部会及び関係の部会に対し付議された。これを受け、循環型社会部会に「水銀廃棄物適正処理検討専門委員会」が設置され、審議が進められ、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」（以下「答申」という。）として答申がなされた。答申では、水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、水銀に関する水俣条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに我が国における水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理の在り方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策等、必要な対策や今後の課題が取りまとめられた。

答申を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第一条の二第十三項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 12 年厚生省告示第 4 号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号。以下「第 194 号告示」という。）等を改正することにより、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもののうち一定ものを特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定し、その処理基準及び保管基準を規定するとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の規定並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等を行うものである。

なお、改正政令のうち、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準については水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日から施行されるが、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものの中間処理並びに最終処分に係る処理基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等については平成 29 年 10 月 1 日から施行されることから、本通知においては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準に係る改正内容及び留意事項について示すこととする。

第二 改正の内容

1 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定（令第1条及び第2条の4関係）

（1）特別管理一般廃棄物への指定

水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀及び当該廃水銀を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理一般廃棄物に指定した。ここでは、市町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀を想定しており、一般家庭で水銀使用製品が破損し漏洩した廃水銀は該当しない。

また、環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとし、同方法として、第194号告示第1号に「精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより固型化する方法」と規定した。

なお、特別管理一般廃棄物に指定された廃水銀及びその処理物は、新たに追加する処分基準（改正後の令第3条第3号及び第4条の2第2号）に従い、第194号告示第1号で定める方法で処理の上、一般廃棄物として埋立処分を行うこととされているところ、上記の処分基準については、平成29年10月1日から施行されることに留意されたい。

（2）特別管理産業廃棄物への指定

次の①～③に該当する廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を新たに特別管理産業廃棄物に指定した。

① 特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）

次表の施設において生じた廃水銀等であって、水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除くものが該当すること。

一	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
二	水銀使用製品の製造の用に供する施設
三	灯台の回転装置が備え付けられた施設
四	水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
五	国又は地方公共団体の試験研究機関
六	大学及びその附属試験研究機関
七	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

なお、表中第一号に掲げる施設において生じた廃水銀等とは、例えば、回収した時点で廃棄物として取り扱われていなかった水銀が水銀需要の低下等により廃棄物となったものを想定している。表中第四号に掲げる水銀を媒体とする測定機器とは、水銀が使用されている備え付けのボロシメータ等を想定しており、水銀温度計等の水銀使用製品である測定機器は該当しない。表中第五号から第七号に掲げる施設において生じた廃水銀等は、廃試薬等を想定している。ただし、その他の廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）についても、表に掲げる施設において生じた場合には全て特別管理産業廃棄物に該当する。

- ② 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

水銀若しくはその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったものから廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当すること。なお、水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。

- ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

上記①又は②に該当する廃水銀等を処分するために処理したものであって、環境省令で定める基準に適合しないものは特別管理産業廃棄物に該当すること。

また、環境省令で定める基準は、水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとした。

具体的には、例えば、廃水銀等を硫化及び固型化したものは特別管理産業廃棄物に該当し、廃水銀化合物をばい焼施設等により精製した際に生じた残さは特別管理産業廃棄物に該当しない。

2 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加（令第4条の2第1号及び第6条の6第1項第1号関係）

（1）収集運搬に係る処理基準

- ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等について、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬に係る処理基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。

ア 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。

イ 運搬容器は、密閉できることその他の構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有するものであること。

- ② 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等の積替え又は保管に当たっては、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な積

替え又は保管基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。

ア 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること

イ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること

ウ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

(2) 事業場の保管場所における特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、上記②ア～ウの基準を設けることとした。

第三 その他の留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を改正政令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。特別管理産業廃棄物処分業の許可又は事業範囲の変更の許可においては、当該産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者における処分方法が、廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものを適正に処分できることを確認した上で許可されたいこと。併せて、特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものに関する新たな埋立処分に係る処理基準（改正後の令第6条の5第1項第3号）は平成29年10月1日から施行されることに留意されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したものが特別管理産業廃棄物に指定されたことにより新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しないものについて

新たに指定された特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の収集運搬及び保管に当たっては、現行の処理基準が適用されるが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ、生活環境保全上適正に扱われることが望ましいこと。

〈廃棄物処理法施行令及び施行規則の一部改正の概要について〉

1 背景・趣旨

平成 25 年 10 月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 27 年 2 月に中央環境審議会会長から環境大臣へ「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について(答申)」(以下「答申」という。)として答申がなされました。

この答申を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)等が改正されました。

2 改正の内容

I 廃水銀等及びその処理物の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物への指定

→ 施行日 水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日

(1) 特別管理一般廃棄物への指定

- ① 水銀又はその化合物が使用されている製品(以下「水銀使用製品」という。)が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
- ※ 一般家庭で水銀使用製品(水銀体温計など)が破損し、漏洩した廃水銀は該当しません。
- ② 上記①の廃水銀を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(2) 特別管理産業廃棄物への指定

- ① 特定の施設から排出された廃水銀等
 - ・ (ア)水銀若しくはその化合物を含む物又は(イ)水銀使用製品が廃棄物となったものから水銀を回収する施設において生じたもの
 - ・ 水銀使用製品の製造の用に供する施設において生じたもの
 - ・ 灯台の回転装置を有する施設において生じたもの
 - ・ 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設において生じたもの
 - ・ 国又は地方公共団体の試験研究機関において生じたもの
 - ・ 大学及びその附属試験研究機関において生じたもの
 - ・ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所において生じたもの
- ② 水銀汚染物又は水銀使用製品廃棄物から回収した廃水銀
 - ・ 水銀又はその化合物を含む産業廃棄物から回収した廃水銀
 - ・ 水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物であるものから回収した廃水銀
- ③ 廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

II 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加

→ **施行日 水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日**

(1) 廃棄物の飛散流出防止等の特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物の一般的な収集運搬基準に加え、常温で液体であり、揮発するという水銀の特性に鑑み、以下の基準を設けることとした。

- ① 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ② 運搬容器は、密閉できることその他の構造(収納しやすいこと及び損傷しにくいこと)を有すること

(2) 保管及び積替え又は保管にあたっては、上記と同様、以下の基準を設けることとした。

- ① 容器に入れて密封すること
- ② 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ③ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること

Ⅲ 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当する廃水銀等の中間処理及び最終処分に係る処理基準の追加

→ **施行日 平成 29 年 10 月 1 日**

(1) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物である廃水銀等の埋立処分にあたっては、あらかじめ環境大臣が定める方法により処理することとし、環境省令で定める判定基準を満たさない当該廃水銀等の処理物については、遮断型最終処分場にて処分することとし、判定基準に適合するものについては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講じた管理型最終処分場(水面埋立地を除く。)にて処分することとする。

(2) 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物である廃水銀等の処分又は再生については、環境大臣が定める方法により行うこととし、当該廃水銀の処理物の埋立処分にあたっては、特別管理産業廃棄物と同様とする。

Ⅳ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の追加

→ **施行日 平成 29 年 10 月 1 日**

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の収集・運搬基準の追加

- ① 破碎することのないような方法により行うこと
- ② 他の物と混合するおそれのないように他の物と区分すること
- ③ 積替え又は保管を行う場合は仕切りを設ける等必要な措置を講ずること

(2) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分等の基準の追加

- ① 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- ② 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように、必要な措置を講ずること
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等のうち環境省令で定めるものについては、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀回収を行うこと

(3) 水銀使用製品産業廃棄物を安定型産業廃棄物の対象から除外

安定型最終処分場への埋立禁止を明確化するための措置を講ずる。

V 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への指定等

→ **施行日 平成 29 年 10 月 1 日**

(1) 廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、設置の際に許可を受けることが必要となる令第7条の産業廃棄物処理施設に追加することとした。

(2) 廃水銀等の硫化施設の縦覧等の対象となる施設への追加

廃水銀等の硫化施設を、令第7条の2の生活環境影響調査書等の公告縦覧や市町村長の意見聴取等の手続きを要する産業廃棄物処理施設に指定することとした。

3 その他

(1) 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を有している者が、新たに特別管理産業廃棄物に指定された廃水銀等又は当該廃水銀等を処分するために処理したものの処理を改正政令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となります。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

今回の改正によって、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の 17 に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

(3) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に該当しないものについて

特別管理産業廃棄物に該当しない廃水銀等の収集運搬及び保管に当たっては、現行処理基準が適用されますが、特別管理産業廃棄物である廃水銀等に準じ生活環境保全上適正に扱われることが望ましいとされています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

富山県生活環境文化部長から通知がありましたのでお知らせいたします。



環廃対発第1512253号
環廃産発第1512254号
平成27年12月25日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第42号。以下「改正省令」という。）が平成27年12月25日に公布されたところであり、また、これに伴い産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第145号）及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件（平成27年環境省告示第146号）が平成27年12月25日に公布され、平成28年3月15日から施行されることとなった。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づく環境基準について、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第94号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成23年環境省告示第95号）が平成23年10月27日に公布され、カドミウムの公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基

準値が変更された。

今次改正はこれを踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）等に係る基準を変更するものである。

また、一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）から排出される放流水の基準について、カドミウム及びその化合物に係る基準の変更を行うほか、廃棄物最終処分場（一般廃棄物最終処分場、遮断型最終処分場（令第7条第14号イに規定する最終処分場をいう。）、安定型最終処分場（令第7条第14号ロに規定する最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場をいう。）の周縁の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、カドミウムに係る基準の変更を行うものである。

第二 改正の内容

1 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更（令第2条の4関係）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準については、カドミウム又はその化合物を含む燃え殻、ばいじん、鉱さい、汚泥及びカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリ以外のものにあつては溶出濃度を0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、カドミウム又はその化合物を含む廃酸及び廃アルカリ並びにカドミウム又はその化合物を含む廃棄物を処分するために処理したものであって廃酸又は廃アルカリに該当するものにあつては含有濃度を1mg/Lから0.3mg/Lに変更したこと。

2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準等（令第6条及び第6条の5関係）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分の場所を判定する基準を溶出濃度で0.3mg/Lから0.09mg/Lに変更し、この基準以下の廃棄物は公共の水域及び地下水の汚染を防止するための措置が講じられた場所に埋め立てることができることとしたこと。一方、この基準に適合しない廃棄物は公共の水域及び地下水と遮断されている場所に埋め立てなければならないこと。

また、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準については、令第6条第1項第4号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第1号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（3）に掲げる動植物性残さにあつては含有濃度を0.1mg/kgから0.03mg/kgに変更し、同号イ（1）（イ）に掲げる汚泥のうち別表第3の2第2号に掲げる施設において生じた汚泥及び同号イ（1）（ロ）に掲げる汚泥にあつては溶出濃度を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更し、同号イ（2）に掲げる廃酸及び廃アルカリ並びに同号イ（4）に掲げる家畜ふん尿にあつては含有濃度を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。

3 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

(1) 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の基準改正（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）別表第1関係）
一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の放流水に係るカドミウム及びその化合物の基準（以下「排水基準」という。）の値を0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更したこと。

(2) 廃棄物最終処分場に係る周縁地下水及び安定型最終処分場に係る浸透水の基準改正（基準省令別表第2関係）

廃棄物最終処分場の周縁地下水及び安定型最終処分場の浸透水に係るカドミウムの基準値を0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更したこと。

(3) 廃棄物最終処分場に係る経過措置（改正省令附則第2条関係）

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、改正省令の施行前に行われた水質検査の結果については、改正前の基準省令の排水基準等に適合しているかを判断する経過措置を設けたこと。

(4) 特定廃棄物の埋立処分基準（改正省令第4条関係）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第26条に規定する特定廃棄物の埋立処分基準について、令第3条第3号及び第6条第1項第3号に規定する廃棄物の埋立処分基準と同様の改正を行ったこと。

4 検定方法（産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）第二関係）

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準の変更等を踏まえ、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の海洋投入処分に係る検定方法の変更を行ったこと。

第三 特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に関する留意事項

1 特別管理産業廃棄物処理業の許可について

現にカドミウム又はその化合物を含む特別管理産業廃棄物の処理業の許可を有していない者が、カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物となるカドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物の処理を改正省令の施行後に行おうとする場合には、特別管理産業廃棄物処理業の許可又は事業範囲の変更の許可が必要となるため、速やかに所要の手続きをとるよう指導されたいこと。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について

カドミウム又はその化合物を含む産業廃棄物に関する特別管理産業廃棄物の判定基準の変更に伴い、新たに特別管理産業廃棄物を生ずることとなった事業場を設置している事業者は、当該特別管理産業廃棄物に関する業務を適切に行わせるため、規則第8条の17に規定する資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないこと。

別 紙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の改正の主な内容
(最終処分場設置者に関するもの)

○ 改正省令の施行期日

平成 28 年 3 月 15 日

○ 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(以下「判定基準省令」という。)の一部改正

管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準が、以下の表のとおり変更された。

廃棄物の種類	基 準
燃え殻若しくはばいじん又は燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの(判定基準省令別表第 5 の 2 の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第 1 条第 2 項、第 3 条第 2 項関係)	0.09mg/L 以下 (現行 0.3mg/L 以下)
汚泥又は汚泥を処分するために処理したもの(判定基準省令別表第 5 の 2 の項の第一欄に掲げるものに限る。) (判定基準省令第 1 条第 4 項、第 3 条第 4 項関係)	
鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの (判定基準省令第 3 条第 6 項関係)	

○ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「最終処分基準省令」という。)等の一部改正

カドミウムにかかる、廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準(以下「排水基準」という。)、廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準並びに安定型最終処分場の浸透水の基準について、以下の表のとおり変更された。

排水基準(管理型)	地下水基準(全処分場共通) 浸透水基準(安定型)
0.03mg/L 以下 (現行 0.1mg/L 以下)	0.003mg/L 以下 (現行 0.01mg/L 以下)

○ 廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に関する経過措置

一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の廃止時には、保有水等の水質検査を2年以上にわたり行うことが必要であるが、本改正の施行前に行われた水質検査の結果について

は、改正前の最終処分基準省令の排水基準等に適合しているか判断するものとする経過措置を設けることとされた。

○ その他

カドミウムにかかる検定方法について、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年環境庁告示 13 号)」及び「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成 4 年厚生省告示 192 号)」が改正された。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する「生活環境の保全上必要な条件」に係る留意事項について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から通知がありましたのでお知らせいたします。

環廃産発第 1602021 号

平成 28 年 2 月 2 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 11 項及び第 14 条の 4 第 11 項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」に係る留意事項について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 14 条第 11 項及び第 14 条の 4 第 11 項に規定する「生活環境の保全上必要な条件」の考え方については、「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて」(平成 25 年 3 月 29 日付け環廃産発第 13032910 号本職通知。以下「許可事務通知」という。)の第 1 の 6 において、許可の条件に係る要領として示しているところである。

今般、上記の許可の条件について、従前からの地方公共団体における具体の事例の集積や制度趣旨等を踏まえ、下記のとおり留意事項を明確化することとしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項を踏まえた運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 許可の条件については、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について付すものであること。
2. 当該手段、方法等を絞り込むにあたっては、生活環境の保全を旨として、より広い選択肢について、技術的な熟度、効果の程度及びその信頼性並びに実行可能なより良い技術の採用等の観点から照らした上で、実効性の観点から行うものとする。
3. 生活環境の保全の観点から関連の深い地域の自然的・社会的状況(地形、住宅地域の分布並びに公害関連の関連協定及びその背景など)を適切に勘案すること。

平成 25 年 3 月 29 日
環廃産発第 13032910 号

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理
施設の許可事務等の取扱いについて（通知）

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただいているところであるが、今般、平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号をもって通知した「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「平成 22 年改正法」という。）等が平成 23 年 4 月 1 日より施行されたこと等を踏まえ必要な内容の見直しを行い、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて下記のとおり要領を定めたので通知する。これらの許可等に当たっては、当該要領に十分留意の上、厳格な運用に努められたい。

おって、平成 12 年 9 月 29 日付け衛産第 79 号本職通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」、平成 6 年 4 月 1 日付け衛産第 43 号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 3 号及び第 10 条の 3 第 3 号等に基づく産業廃棄物等の指定制度について」及び平成 19 年 4 月 9 日付け環廃産発第 070409001 号本職通知「欠格要件におけるいわゆる無限連鎖について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可について

1 許可の申請

申請に係る事業の範囲は、収集運搬業にあつては積替えの有無及び取り扱う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれるか否かを含む。以下同じ。）により、処分業にあつては中間処理又は最終処分の区分及び焼却処分、埋立処分等の中間処理又は最終処分の内容並びに取り扱う産業廃棄物の種類により示されるものであることから、許可の申請はその区分に従って行われるものであること。このうち、取り扱う産業廃棄物の種類については、申請に係る施設によっては取り扱うことができない性状の産業廃棄物

があることに留意し、必要に応じて、例えば「汚泥（含水率何パーセント以下の無機性のものに限る。）」のように限定するものであること。

具体的な申請書の記載については、後述する許可証の記載の例によるものとする。

2 許可の性質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 5 項及び第 10 項並びに第 14 条の 4 第 5 項及び第 10 項は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 施設に係る基準

- (1) 申請に係る施設について、その構造が当該施設において取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ、維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。その際、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 7 条各号に掲げる産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条及び第 12 条の 2 に規定する技術上の基準（以下単に「技術上の基準」という。）を参考とされたいこと。
- (2) 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権限を有していることを確認すること。

4 経理的基礎

- (1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その 1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するか否かを判断すること。

なお、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産に関する注記について確認すること。

- (2) 申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その 1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するか否か

を判断すること。

- (3) 「事業の開始に要する資金の総額」とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料、事業の開始及び継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用などが含まれるものであること。

なお、抵当権等の登記を抹消する費用の妥当性を判断する方法としては、事業の用に供する不動産の登記簿謄本（「表題部」、「権利部（甲区）」及び「権利部（乙区）」）を確認し、所有権以外の登記がある場合には、その抹消の必要性及び抹消に係る費用について確認する方法があること。

- (4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益（当期純利益をいう。（6）において同じ。）をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。
- (5) 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。
- (6) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること（申請に係る事業について適切な収益が見込まれない場合にあっては、廃棄物処理部門あるいは企業全体として適切な収益が見込まれること）が望ましいものと考えられるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。
- ① 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。
 - ② 中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていることなどを確認すること。
 - ③ 利益が計上できているか否かについては、原則として、過去3年間程度の損益平均値をもって判断するが、欠損である場合であっても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ④ 自己資本比率が10パーセントを超えていない場合であっても、少なくとも債務超過の状態でなく、かつ、持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。
 - ⑤ 多額の設備投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。
 - ⑥ 申請に係る事業の規模が大きい場合や申請者の自己資本に比して多額の設備投資を要するなど、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれるかの確認が特に必要と認める場合の確認方法としては、当該事業の開始に要する資金

の総額及びその資金の調達方法を記載した書類として、設備投資に要する資金の額が当該申請者の資金調達額と当期純利益の合計額を超えないか否かについて確認できる事業収支計画書の提出を求める方法などがあること。

なお、申請に係る事業について、その将来の見通しについて適切な収益が見込まれない場合や審査対象を当該申請に係る事業のみの将来の見通しに限定することが不適当な場合は、適宜、審査対象を廃棄物処理部門又は事業全体に係る将来の見通しに拡大することが可能であること。

また、当期純利益とは、申請者の事業全体の当期純利益ではなく、当該申請に係る事業の当期純利益をいい、その算出に当たっては一般管理費や各種税金等の申請に係る事業のみからでは算定できない費用について、申請者の事業全体に係るこれらの費用から対象とする事業範囲に応じて按分して算出すること。

- ⑦ 維持管理積立金、各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払いが履行されていない場合、当該法人の経理的基礎に疑義があると解されることから、これらの義務的支払いが履行されていないとの情報を入手した場合には、⑥に準じた方法により慎重に経理的基礎を判断すること。
- ⑧ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。
- ⑨ 7で後述する優良産廃処理業者については、産業廃棄物処理業者として有すべき経理的基礎及び優良基準における財務体質の健全性に係る基準の双方を満たしている必要があること。

5 欠格要件

(1) 総論

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実に調査を行い、該当する場合は速やかに不許可処分を行うこと。また、更新許可の場合においては、速やかに従前の許可の取消しを行うこと。法第14条第3項、同条第8項、第14条の4第3項又は同条第8項の規定に基づき許可の有効期間の満了後にその効力が継続する場合も同様であること。この際、許可の更新申請に対しては、不許可処分を行うこと。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、(6)に関する場合を除き、法第23条の5の規定に基づき行うものであること。

(2) 成年被後見人又は被保佐人に関する欠格要件

申請者から提出された、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（以下「登記事項証明書」という。）により、該当する事由の有無について調査すること。

(3) 破産者に関する欠格要件

申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あてに照会を行うこと

などにより、該当する事由の有無について調査すること。申請者が法人である場合には、商業登記簿により該当する事由の有無を調査すること。

(4) 刑罰に関する欠格要件

法第 14 条第 5 項第 2 号イ及び第 10 項第 2 号並びに第 14 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 10 項第 2 号による法第 7 条第 5 項第 4 号ロ及びハに該当する事由の有無については、次のとおり調査すること。

- ① 申請者が個人である場合には、申請者の本籍地がある市町村あて照会を行うこと。
- ② 申請者が法人である場合には、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁あて照会を行うこと。
- ③ 申請者が外国人である場合、昭和以降生まれの者については、本人の居住地を管轄する地方検察庁あて、大正以前生まれの者については、東京地方検察庁あて照会を行うこと。
- ④ 申請者が外国法人である場合には、東京地方検察庁あて照会を行うこと。

なお、地方検察庁への照会は、平成 18 年 3 月 15 日付け環廃産発第 060315004 号本職通知「産業廃棄物処理業の許可を受けようとする法人、外国人、外国法人に係る刑事事件確定記録の閲覧申請等に対する協力要請について」に添付された様式によって行うこと。

(5) おそれ条項

法第 14 条第 5 項第 2 号イ及び第 10 項第 2 号並びに法第 14 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 10 項第 2 号による法第 7 条第 5 項第 4 号トの規定（以下「おそれ条項」という。）は、法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及び法第 14 条第 5 項第 2 号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者について、許可をしてはならないとの趣旨であること。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとして考えられること。

- ① 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている者
- ② 法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、令第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除き、以下「暴力団対策法」という。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）
- ④ 法第 7 条第 5 項第 4 号ハに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している者
- ⑤ 収集運搬業者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に違反して廃棄物の過積載

を行い、又は処分業者が廃棄物処理施設の拡張のために森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に違反して許可を受けずに森林の伐採等の開発行為を行い、若しくは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に違反して開発許可や農地の転用の許可を受けずに廃棄物処理施設を設置するなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者（なお、繰り返し罰金以下の刑に処せられるまでに至っていない場合でも、廃棄物処理業務に関連した他法令違反に係る行政庁の指導等が累積することなどにより、上記と同程度に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者については、下記④に該当すると解して差し支えないこと。）

⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第 9 条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者）

⑦ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのものが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画し、参加し、若しくは援助している者）

⑧ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(6) 暴力団員等に関する欠格要件

① 新規又は更新の許可をするときは、法第 23 条の 3 第 1 項の規定により、法第 14 条第 5 項第 2 号ロからへまでに該当する事由の有無について、当該都道府県の区域を管轄する警視總監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聴取すること。

② 警察本部長への意見聴取は、別紙 1 に規則様式第 6 号、第 8 号、第 12 号又は第 14 号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

③ 警察本部長からは、該当する事由の有無について、文書で意見が陳述されること。

④ 意見陳述がなされた場合にあっては、おおむね 3 ヶ月ごとに別紙 2 により許可又は不許可の結果を警察本部長に通知すること。

6 許可の条件

法第 14 条第 11 項又は第 14 条の 4 第 11 項の生活環境保全上必要な条件は、申請者に対して、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにするための具体的な手段、方法等について、付すものであること。具体的には、例えば、収集運搬業については、その運搬経路又は搬入時間帯を指定すること、中間処理業については、中間処理に伴い生ずる排ガス、排水等の処理方法を具体的に指定することなどが考えられること。

7 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の趣旨

本制度は、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進するためのものであること。

(2) 制度の概要

本制度は、遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マニフェストの利用及び財務体質の健全性に係る5つの基準に適合する、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するものであること。

(3) 制度の詳細

本制度の詳細については、以下のマニュアル等を参照されたいこと。

- ① 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst.pdf

- ② 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルQ&A集(平成23年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課作成)

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-qa.pdf

8 有価証券報告書の提出

申請者が規則に定める経理的基礎に係る添付書類(直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄付行為及び登記簿の謄本に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)を申請書に添付することができること。この際、有価証券報告書には、金融商品取引法に基づき、その記載事項として連結財務諸表が含まれ、また、定款、計算書類の添付が定められており、有価証券報告書の当該部分のみの写しを添付することとして差し支えないこと。

また、申請者が優良産廃処理業者であってその許可の更新を受けようとする者である場合において、有価証券報告書を添付するときには、直前の2事業年度における有価証券報告書を申請書に添付する必要があること。

9 先行許可証の提出

申請者が規則に定める住民票の写し等の添付書類に代えて先行許可証(規則第9条の2第5項に規定する許可証をいう。以下同じ。)を提出した場合、申請者及び都道府県の事務の合理化を図るため、住民票の写し等の添付書類は原則として省略させること。ただし、添付書類の省略は、都道府県知事の判断によりできるものとされていることから、都道府県において人的要件について審査する必要がある場合には、添付書類

を省略させないことももとより可能であること。

その具体的取扱いについては、次のとおりとすること。

(1) 住民票の写し等の代用となる許可証は、下記許可に係るものに限ること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条第1項）
- ・産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）
- ・産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の2第1項）
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条の4第1項）
- ・特別管理産業廃棄物処分業の許可（法第14条の4第6項）
- ・特別管理産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の5第1項）
- ・産業廃棄物処理施設の許可（法第15条第1項）
- ・産業廃棄物処理施設の変更許可（法第15条の2の6第1項）

(2) 対象となる許可証等

- ① 先行許可証として用いることができる許可証は平成12年10月1日以降に住民票の写し等を添付して受けた許可に係るものに限ること。
- ② 先行許可証として用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間に限ること。したがって、産業廃棄物処理施設の許可については、有効なものであっても、許可の日から5年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできないこと。

また、先行許可の更新の申請の際に当該先行許可証の提出をもって、住民票の写し等に代えることはできないこと。

なお、変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から5年間となるものであること。

- ③ 住民票の写し等の添付をして受けた許可及び住民票の写し等の添付を全部又は一部省略して受けた許可に係る許可証について、許可証の交付時に規則様式に従い、添付省略の有無欄に確実に有無の印を付すこと。
- ④ 許可証は、一定の公証力を有するほか、委託契約の締結時に必要とされるものであることにかんがみ、提出後申請者に速やかに返還する必要があると考えられるので、許可申請時に許可証の提出を受けた場合には、その場で複写するなどした上で、直ちに返還されたいこと。

(3) 省略することができる書類

先行許可証の提出により添付を省略することができる書類は以下のとおりであること。

- ① 産業廃棄物収集運搬業の許可（法第14条第1項）
規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
- ② 産業廃棄物処分業の許可（法第14条第6項）
規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ③ 産業廃棄物処理業の変更許可（法第14条の2第1項）
ア 産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請

- 規則第9条の2第2項第9号から第14号に掲げる書類
- イ 産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
- 規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(法第14条の4第1項)
- 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
- ⑤ 特別管理産業廃棄物処分業の許可(法第14条の4第4項)
- 規則第10条の16第2項において準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ⑥ 特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の5第1項)
- ア 特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請
- 規則第10条の22第2項で準用する規則第9条の2第2項に掲げる書類のうち第9号から第14号に掲げる書類
- イ 特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請
- 規則第10条の22第3項で準用する規則第10条の4第2項第8号に掲げる書類のうち規則第9条の2第2項第9号から第14号までに掲げる書類
- ⑦ 産業廃棄物処理施設の許可(法第15条第1項)
- 規則第11条第6項に掲げる書類のうち第10号から第15号までに掲げる書類
- ⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可(法第15条の2の6第1項)
- 規則第12条の9第3項第7号に掲げる書類のうち規則第11条第6項第10号から第15号までに掲げる書類
- ⑨ 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請(法第15条の4において準用する法第9条の5第1項)
- 規則第12条の11の12第2項第6号から第11号までに掲げる書類
- ⑩ 合併又は分割の認可の申請(法第15条の4において準用する法第9条の6第1項)
- 規則第12条の11の13第2項第2号ハからトまでに掲げる書類及び同項第3号ハからホまでに掲げる書類
- ⑪ 相続の届出(法第15条の4において準用する法第9条の7第2項)
- 規則第12条の12第2項第2号及び第5号から第7号までに掲げる書類
- (4) その他留意事項
- ① 建設現場で建設廃棄物の中間処理を行う場合など、複数の企業からなる共同企業体(JV)の構成員が、共同して産業廃棄物処理施設の設置の許可を申請する場合、共同企業体の構成員が単独で又は別の共同企業体の構成員として受けた先行許可があれば、住民票の写し等の全部又は一部に代えてそれぞれの先行許可証を提出させることができることとすること。
- ② 廃棄物処理施設の設置が短期間にとどまり、設置許可を受けてから5年を経過せずに当該許可が廃止される場合など、既に廃止された先行許可に係る先行許可証であっても、住民票の写し等の全部又は一部に代えることができること。この場合には、

当該先行許可の廃止以降において役員等の変更がされているか否かを登記簿謄本等により確認し、役員等の変更があったときは新役員等の身分について確認を行う必要があるため、新役員等について住民票の写し等の添付をさせて所要の審査を行わねたいこと。

- ③ 通常の許可申請に係る手続において、申請者の事務負担の軽減を図るため、住民票の写し等について複写書類によることを認めても差し支えないこと。

10 許可証の交付

- (1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第7号、第7号の2、第9号及び第9号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する産業廃棄物の種類の具体的記載については、処理業者が関係者に対し、取り扱う産業廃棄物の種類を明確に示すことができるように、次の例により行うこと。なお、当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明記すること。

① 燃え殻の場合

燃え殻（判定基準に適合しないもの及び特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

② 含水率85%以下の汚泥の場合

汚泥（含水率85%以下のものに限り、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

③ 廃プラスチック類、紙くず及びゴムくずの場合

廃プラスチック類、紙くず及びゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

④ 廃プリント配線板の場合

廃プラスチック類及び金属くず（廃プリント配線板を含む。）

⑤ 令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる産業廃棄物の場合
がれき類

- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可証（規則様式第13号、第13号の2、第15号及び第15号の2）の「事業の範囲」の欄に記載する特別管理産業廃棄物の種類の具体的記載については、次の例により行うこと。

① 燃焼しやすい廃油の場合

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

② 著しい腐食性を有する廃酸の場合

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

③ 著しい腐食性を有する廃アルカリの場合

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

④ 感染性産業廃棄物の場合

感染性産業廃棄物

⑤ 廃PCB等の場合

廃PCB等

⑥ 廃石綿等の場合

廃石綿等

⑦ 水銀を含むばいじんの場合

ばいじん（水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

⑧ トリクロロエチレンを含む廃油の場合

廃油（トリクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

⑨ カドミウムを含む廃酸の場合

廃酸（カドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

⑩ シアン化合物を含む汚泥の場合

汚泥（シアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

（注1） ①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものであってカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

（注2） ①から③までに掲げる特別管理産業廃棄物又はそれらと同じ種類の産業廃棄物であって特定有害産業廃棄物であるものを取り扱う業者については、例えば、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）のように記載すること。

（3） 許可証の「許可の条件」の欄は法第14条第11項及び第14条の4第11項の「生活環境の保全上必要な条件」を記載するものであり、許可証の「事業の範囲」に記載すべき内容を「許可の条件」として記載してはならないこと。

（4） 許可番号

許可の事務を全国的に統一するとともに、許可の審査並びに産業廃棄物処理業者に対する行政処分及び指導に際して、他の都道府県又は政令市との情報交換に資するため、平成19年11月1日環廃産発第071101004号本職通知「産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に係る許可番号取扱要領について」に定めるところにより、全国統一的な許可番号を付するものとする。

（5） 法第14条第3項及び第9項の規定により従前の許可がその有効期間の満了後も申請に対する処分がされるまでの間、効力を有するときに、更新の許可を行うときは、許可証の「許可の年月日」は、実際に更新の許可を行う日を記載し、「許可の有効年月日」の欄には、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算して5年以内の日を記載すること。

11 許可証の書換え

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に係る変更の届出をする場合において、許可証の記載事項に変更があった場合には、当該許可証の書換えを受けることができること。なお、平成23年4月1日までに政令市長の産業廃棄物収集運搬業等の許可（積替え又は保管あり）を受けていた者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正す

る省令（平成 23 年環境省令第 1 号）による改正前の様式による許可証では、都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業等の許可が当該政令市長の管轄区域に及ぶか否かが明確でないことから、当該許可の範囲を明確化するため、当該日の到来は変更の届出の対象ではないが、積極的に書換えを行うことが望ましいこと。

12 許可証の返納

- (1) 法第 14 条第 2 項若しくは法第 14 条の 4 第 2 項の規定による許可の更新を行う場合、法第 14 条の 2 第 1 項若しくは法第 14 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可を行う場合又は許可証を破り若しくは汚した場合等に新たな許可証を交付する場合は、従前の許可証は返納させるものとする。また、許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見した場合も当該許可証を返納させるものとする。
- (2) 処理業者が事業の全部を休止若しくは廃止する場合、法第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 14 条の 3 の 2（法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事業の停止若しくは許可の取消しを行う場合又は許可が失効した場合は、許可証を返納（事業の休止又は許可の停止の場合は、休止又は停止期間中の一時返納）させるものとする。また、平成 22 年改正令による改正後の令第 27 条第 1 項の規定により指定都市の長等の許可が失効した場合も当該指定都市の長等の許可に係る許可証を返納させるものとする。

13 台帳の整備

次の事項を処理業者ごとに記載した産業廃棄物収集運搬業者台帳、産業廃棄物処分業者台帳、特別管理産業廃棄物収集運搬業者台帳及び特別管理産業廃棄物処分業者台帳を作成し、これを保管すること。

- (1) 許可番号
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに電話番号（法人にあっては、その代表者の氏名）
- (3) 許可（新規、更新、変更）年月日
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の範囲
- (6) 許可の条件
- (7) 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場の場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (8) 行政処分の状況

14 その他

- (1) 産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。
- (2) 新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き

取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であること。

- (3) 法第 20 条の 2 の廃棄物再生事業者の登録を受けた者であっても、産業廃棄物の処理を業として行う場合には、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受ける必要があること。
- (4) 建設工事を発注者甲から請け負った乙が、建設工事に伴って生ずる産業廃棄物の処理を自ら行わず他の者丙に行わせる場合は、法第 21 条の 3 第 1 項の規定に基づき乙は産業廃棄物の排出事業者該当し、丙は産業廃棄物の処理業者に該当することとなるので、このことを関係事業者に関知徹底させるとともに、必要となる産業廃棄物処理業の許可事務を執行すること。
- (5) 新たに政令市が設置された場合において、事業場の所在地が当該市にある産業廃棄物処分業の許可については、許可権者が都道府県知事から政令市長に移行するものとする。なお、事業場の所在地が当該市のみである場合にあっては、都道府県知事の許可は失効するものであること。

第 2 産業廃棄物処理施設の許可について

1 許可の申請

(1) 設置の場所等

法第 15 条第 2 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可の申請書の記載方法については、次のとおりとすること。

- ① 第 2 号の「設置の場所」には、施設を設置することを予定している場所の住所を記載すること。
- ② 第 3 号の「施設の種類」には、令第 7 条に規定された施設の区別を記載すること。
- ③ 第 4 号の「処理する廃棄物の種類」には、法第 2 条第 4 項及び令第 2 条に規定された産業廃棄物及び令第 2 条の 4 に規定された特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。なお、当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を明記すること。
- ④ 第 5 号の「処理能力」には、1 時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらを利用して得た 1 日当たりの処理能力を記載すること。なお、当該処理能力とは、当該施設の 1 日当たりの実稼働時間における定格標準能力を意味すること。ただし、実稼働時間が 1 日当たり 8 時間に達しない場合には、稼働時間を 8 時間とした場合の定格標準能力とすること。また、当該施設が最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。
- ⑤ 第 6 号の「施設の位置、構造等の設置に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第 11 条第 2 項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。
 - ア 第 1 号の「施設の位置」には、設置予定場所の敷地内での施設の配置を図面をもって記載すること。
 - イ 第 2 号の「施設の処理方式」には、例えば、焼却施設であればストーカ式、ロータリーキルン方式、流動床方式等の別を記載すること。

ウ 第3号の「施設の構造及び設備」は、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他の図面等を利用して記載すること。

エ 第4号の「排ガス及び排水の量及び処理方法」には、排ガスについては排ガス量及び処理方法並びに煙突の数、設置位置及び高さ等を、排水については排水量及び処理方法並びに放流口の数、位置及び放流先等を記載すること。

オ 第5号の「設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値」には、定常運転を行った際の設計計算値を記載すること。

⑥ 第7号の「施設の維持管理に関する計画」に係る事項として記載すべきものは、規則第11条第3項に規定されているが、その詳細は次のとおりとすること。

ア 第1号の「排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値」には、申請者として廃棄物処理施設に係る周辺的生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載すること。

イ 第2号の「測定頻度に関する事項」には、自ら実施することとした排ガス等の測定の頻度、箇所数等を記載すること。

ウ 第3号の「その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項」とは、例えば施設の点検等に関する事項が考えられること。

(2) その他の記載事項

① 規則第11条第5項第3号の「埋立処分の計画」には、埋立方式、埋立順序、埋立法面の形状、埋立高さ、埋立処分終了予定年月及び埋立処分の終了後に行う維持管理の内容等を記載すること。

② 規則第11条第5項第4号の「廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項」には、当該廃棄物処理施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載すること。

2 許可の性質

法第15条の2第1項は、施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

3 生活環境影響調査書

産業廃棄物処理施設の設置許可及び変更許可の申請書には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査書」という。）を添付しなければならないこと。

生活環境影響調査書の記載事項は、規則第11条の2に規定されているが、その詳細は

次のとおりとすること。

(1) 第1号の記載事項は次のとおりとすること。

① 調査を行う事項は、当該施設が存在及び稼働並びに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴って生じると考えられる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項とすること。なお、当該施設を建設するための土地の改変や工事による影響については、廃棄物処理施設に特有のものではなく、また一定規模以上の施設による影響については環境影響評価法（平成9年法律第81号）において他の施設と同様に手続が課されているところであり、本調査の対象とはならないものであること。ただし、最終処分場を建設するための土地の改変に伴う地下水の流れへの影響については、本調査の対象になるものであること。

② 調査事項及び各調査事項の具体的な項目（以下「生活環境影響調査項目」という。）については、産業廃棄物処理施設の種類及び規模、処理される産業廃棄物の種類及び性状並びに地域特性を勘案して必要な調査事項及び生活環境影響調査項目を申請者が選定すること。

生活環境影響調査項目は、調査事項ごとに次に示すものの中から選定することを基本とすること。

ア 大気質

焼却施設の煙突から排出される排ガスについては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度その他処理する産業廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

最終処分場における産業廃棄物の埋立については、粉じん

廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガスについては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

イ 騒音

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する騒音

ウ 振動

処理施設又は廃棄物運搬車両等から発生する振動

エ 悪臭

煙突等から排出される悪臭又は施設から漏洩する悪臭については、廃棄物の種類又は性状から排出が予想される悪臭物質又は臭気指数

オ 水質

処理施設から排出される排水については、生物化学的酸素要求量（排出先が海域又は湖沼の場合は化学的酸素要求量）、浮遊物質、窒素又はりん含有量（排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第2の備考6又は7に定める場合に限る。）及びダイオキシン類の濃度その他処理する廃棄物の種類及び性状から影響が生ずると予想される項目

カ 地下水

最終処分場周辺の地下水については、その水位及び流動状況

(2) 第2号には、生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法を記載すること。調査項目に係る現況把握の具体的な方法としては、施設の種類及び規模並びに自然的条

件及び社会的条件を踏まえて、調査対象地域を設定したのち、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。

- (3) 第3号には、影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握の方法について記載すること。調査項目に係る現況把握の方法としては、既存の文献、資料又は現地調査により行うこととすること。

把握する自然的条件及び社会的条件については、調査事項ごとに次に示すものを基本とすること。

① 大気質

気象（風向、風速、大気安定度等）、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

② 騒音

土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源

③ 振動

土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源

④ 悪臭

気象、土地利用、人家等及び主要な発生源

⑤ 水質

水象（河川の流量、流況等）、水利用及び主要な発生源

⑥ 地下水

地形・地質状況、地下水の状況（帯水層の分布、地下水位及び流動状況等）及び地下水利用状況

なお、気象・水象については、調査対象地域の特性等を勘案し、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度の調査とすること。

- (4) 第4号の記載事項は次のとおりとすること。

- ① 施設の設置により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並びにその予測の方法を記載すること。

- ② 生活環境に対する影響の予測は、計画されている施設の構造及び維持管理を前提として、一般的に用いられている予測方法により行うこととし、定量的な予測が可能な生活環境影響調査項目については計算により、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものであること。なお、生活環境影響調査項目の変化の程度については、その影響が最大になると想定される時期における予測を行うこと。

調査事項ごとの標準的な予測手法は、次に示すとおりであること。

ア 大気質

ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて大気質濃度を予測する方法

イ 騒音

騒音の距離減衰式を用いて騒音の大きさを予測する方法

ウ 振動

振動の距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する方法

エ 悪臭

煙突等から排出される悪臭については、ブルーム式、パフ式等の大気拡散式を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法

施設から漏洩する悪臭については、同種の既存事例からの類推による方法

オ 水質

数値計算法を用いて水質濃度を予測する方法

カ 地下水

解析式を用いる手法又は定性的な予測手法

(5) 第5号の記載事項は次のとおりとすること。

- ① 施設の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境基準等の目標を考慮しながら分析を行い、環境基準等の目標と併せて分析結果を記載すること。

- ② 調査事項ごとの分析すべき影響は、次に示すものを原則とすること。

ア 大気質

寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

イ 騒音

騒音の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

ウ 振動

振動の大きさの寄与が最大となると予測される施設の設置場所及び廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点（同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）における影響

エ 悪臭

煙突から排出される悪臭については、寄与濃度が最大となると予測される地点（同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらのすべての地点）及びその周辺の人家等を含む地域における影響

施設から漏洩する悪臭については、施設周辺の人家等が存在する地域における影響

オ 水質

排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

カ 地下水

井戸水の取水地点等における利水上の支障等の影響

- (6) 第6号の記載事項については、大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、施設の構造又は処理する産業廃棄物の種類により影響の発生が想定されない場合（例えば、排水を排出しない処理施設での水質汚濁の影響など）等については、調査を行うことを要しないが、その場合は、調査を行わなかった生活環境影響調査項目及び調

査を行う必要がないと判断した理由を記載すること。

- (7) 生活環境影響調査書は、施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにすること。
- (8) 環境影響評価法に基づく評価書又は地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、法に基づく生活環境影響調査書として添付することは差し支えないこと。
- (9) 2以上の産業廃棄物処理施設を近接して設置しようとする場合は、当該施設の設置者は、これらの施設について併せて生活環境影響調査を行うことができるものであること。
- (10) 設置許可が取り消された処理施設について、別の者が過去になされた許可と同一の維持管理計画等をもって新たに設置許可を取得して当該処理施設を稼働しようとする場合は、過去の許可と同一の条件であると考えられるので、生活環境影響調査書の添付及び公衆の縦覧を要しないこと。ただし、許可申請書に係る公衆の縦覧並びに関係市町村及び利害関係者からの意見聴取を省略することはできない。

4 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取並びに利害関係者の意見書の提出

- (1) 申請書の記載事項の不備その他の申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めたうえで、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を行うこと。
- (2) 申請書等の告示及び縦覧、関係市町村長からの意見の聴取、利害関係者の意見書の提出並びに専門的知識を有する者の意見の聴取の手続は、申請内容が法第15条の2第1項第2号に掲げる要件に適合しているかどうかの判断に資する観点から行われるものであること。したがって、申請内容が技術上の基準に適合しない場合には、(3)から(10)までの申請書等の告示及び縦覧の手続を経ずに不許可処分をしても差し支えないこと。
- (3) 申請書等の告示は、中間処理施設又は最終処分場の設置許可又は変更許可の申請が行われ、利害関係者が関与する手続が開始されることを広く知らしめるものであり、その方法としては、地方公共団体の公報その他の広報紙への掲載等利害関係者が通常その内容を知り得る方法により行うことを原則とすること。
- (4) 告示する内容は、申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、産業廃棄物処理施設の設置の場所、施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、申請年月日、縦覧場所に加え、縦覧の期間及び時間、利害関係者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書提出の期限及び提出先、意見書提出者の氏名や住所等意見書に記載すべき事項とすること。
- (5) 申請書等の縦覧は、利害関係者に対して申請書及び生活環境影響調査書の内容の周知を図るための手段であることにかんがみ、縦覧場所については、設置予定場所の近傍の保健所等利害関係者が利用しやすい場所とすること。

- (6) 縦覧期間は告示の日から1月間であり、これは告示の日の翌日から起算し、休日、祝日も含むものであるが、休日、祝日や通常の執務時間外において縦覧に供することまで求める趣旨ではないこと。
 - (7) 関係市町村長の意見の期限は、設置場所や処理能力等により異なると考えられるが、利害関係者の意見書提出の期限が縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間となっていることを勘案して設定すること。
 - (8) 生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる者としては、周辺に居住する者を始め、施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等が含まれること。ただし、その意見はあくまでも生活環境の保全上の見地からのものに限られること。
 - (9) 意見書の形式・媒体は特に問わないものであること。意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名及び住所、対象事業の名称を日本語により記載すべきことを(3)の告示において明らかにすること。
 - (10) 産業廃棄物処理施設の設置許可は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条から第51条までに規定する都市計画上の観点から審査されるものではないが、都市計画法に基づき都市計画決定がなされる産業廃棄物処理施設について設置許可を行う場合は、都市計画と十分な整合性が図られるよう都市計画担当部局と調整するとともに、当該施設に係る申請書等の告示及び縦覧、意見書の提出の手続を行うに当たっては、都市計画担当部局と緊密な連携をとって行うこと。
- 5 専門的知識を有する者の意見の聴取
- (1) 専門的知識を有する者の意見の聴取は、申請された産業廃棄物処理施設に係る設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断に資する意見を聴取することを目的とするものであること。
 - (2) 意見を聴取する者は、産業廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有し、当該事項について科学的見地から判断できる者であること。
 - (3) 意見の聴取方法については、科学的見地からの必要な意見を聴取できるものであれば、特定の方法に限定されるものではなく、既存の審議会などの活用、専門家への個別の意見の聴取等でも差し支えないものであること。
 - (4) 意見を聴取する際には、申請書及び生活環境影響調査書と併せて、関係市町村長から聴取した意見及び利害関係者から提出された意見を提示すること。
- 6 経理的基礎
- 第1の4の例によること。
- なお、第1の4(6)⑥の「審査対象を当該申請に係る事業の将来の見通しに限定することが不適当な場合」には、製造事業者が自社処分のための施設を設置しようとする場合などが該当すること。
- 7 欠格要件

(1) 第1の5(1)から(5)までの例によること。

(2) 暴力団員等に関する欠格要件

第1の5(6)の例によること。なお、警察本部長への意見聴取は、別紙1に規則様式第18号、第26号又は第27号の写しを添付することにより、文書で行うこと。

8 許可の条件

法第15条の2第4項の生活環境保全上必要な条件は、周辺地域の生活環境の保全についてなされた適正な配慮を担保するために付すものであること。

具体的には、例えば、産業廃棄物の搬入時間を指定することなどが考えられること。

9 使用前検査

産業廃棄物処理施設の使用開始前の検査の申請がなされた場合は、遅滞なく実地に検査を行うとともに、検査に当たっては、設置許可又は変更許可の申請の際に提出された書類、図面等との相違を確認しつつ、必ず設置者又は技術管理者の立会いのもと、当該施設が申請書に記載された設置に関する計画に適合したものであることを確認すること。

第3 熱回収施設設置者の認定について

1 認定の性質

法第15条の3の3第1項は、認定の申請に係る熱回収施設が技術上の基準に適合していること及び申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして基準に適合するものであることのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認定をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認定を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。

2 認定熱回収施設における廃棄物の処分等の基準

熱回収を効率よく行うことができるよう、認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において廃棄物の処分を行う場合には、廃棄物処理基準にかかわらず、以下の基準に従って処分を行うことができること。

(1) 通常の廃棄物処理基準においては、廃棄物を焼却する場合には、安定的な燃焼状態を確保するため、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することが義務付けられているが、認定熱回収施設においては、廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができる設備を用いて焼却することを義務付けないこと。

(2) 通常の産業廃棄物処理基準においては、産業廃棄物を保管する場合には、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理施設の1日当たりの処理能力の14日分を超えないようにしなければならないとされているが、認定熱回収施設においては、処理能力の21日分まで保管できること。

なお、当該熱回収施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合や、定期点検等の期間中に産業廃棄物を保管する場合等については、規則第12条の11の9に定める数量を保管できること。

- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、熱回収施設において行うことが想定されない熱分解を行う場合及びし尿処理施設に係る汚泥を再生する場合の基準を除き、それ以外は通常の廃棄物処理基準と同様とすること。
- (4) 特別管理産業廃棄物についても(1)から(3)までと同様とすること。
- 3 定期検査対象からの除外
認定熱回収施設設置者は、法第15条の3の3第4項により、法第15条の2の2に規定する定期検査の対象から除外されること。
- 4 その他
平成23年2月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成の「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>)を参照されたいこと。

第4 産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可について

- 1 許可の性質
法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項は、申請者の能力が技術上の基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設に着手していない段階にあるものについては、譲受け等の対象施設が存在しないことから、許可をしてはならないこと。また、譲り渡す者又は貸し与える者が欠格要件に該当している場合についても、譲受け等の許可を行う前の段階で当該者を取り消さなければならないので、許可をしてはならないこと。
- 2 経理的基礎
第2の6の例によること。
- 3 欠格要件
第2の7の例によること。
- 4 その他
施設を借り受けた者が再び施設を貸し渡した者に施設を返還する場合においても、当初施設を貸し渡した者が施設を稼働させる場合には、あらかじめ譲受け等の許可が必要であること。

第5 産業廃棄物処理施設設置者の合併等の認可について

- 1 認可の性質
法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により施設を承継する法人の能力が基準に適合すること、対象施設が技術上の基準に適合すること及び当該法人が欠格要件に該

当しないことのいずれの要件にも適合する場合には、必ず認可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、認可するか否かについての裁量権を与えるものではないこと。ただし、設置に関する許可がなされたにもかかわらず、施設の建設（施設の基礎部分のみの工事を除く。）に着手していない段階にあるものを承継する場合は、承継する施設が存在しないことから、認可をしてはならないこと。

2 経理的基礎

第2の6の例によること。

3 欠格要件

第2の7の例によること。

(別紙1)

第 号
平成 年 月 日

警視總監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による意見聴取について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3第1項の規定に基づき、別紙の者に関する同法第14条第5項第2号ロからへまでに該当する事由の有無について意見を聴取します。

(別紙2)

第
平成 年 月 日 号

警視総監又は道府県警察本部長 殿

都道府県知事

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処分結果について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の3第1項又は第2項により意見を聴取した者については、下記のとおり処分したので通知します。

記

意見陳述文書番号	氏名又は名称	処分結果

廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について

(公社) 全国産業廃棄物連合会から通知がありましたのでお知らせいたします。



環廃対発第 1602051 号

環廃産発第 1602052 号

平成 28 年 2 月 5 日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

会 長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長



廃棄物処理におけるジカウイルス感染症対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、中南米で感染が拡大しているジカウイルス感染症（ジカ熱）について、本年 2 月 1 日に世界保健機関が小頭症及び神経障害の集団発生に関する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」であることを宣言し、政府においても、ジカ熱に関する関係省庁対策会議を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

ジカウイルス感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 5 項第 11 号の規定により政令で定める四類感染症に追加される予定です。

ジカウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 24 年 5 月）（以下「マニュアル」という。）

（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。

ジカウイルス感染症について (参考)

○ 病原体

フラビウイルス科フラビウイルス属のジカウイルスによる蚊媒介感染症。

○ 発生状況

日本では、海外で感染し帰国後発症する症例が 2013 年以降で 3 例。国内感染の報告はない。

海外では、アフリカ、アジア太平洋地域、中央・南アメリカで報告があり、2013 年に仏領ポリネシアで 1 万人を超える流行があったほか、2015 年 5 月以降、ブラジルなど中南米でも多数の患者が報告。

○ 感染経路

ウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに吸血されることでヒトへと感染。

ヒト-ヒト間の感染は、胎児への垂直感染が確認されているが、一般的には稀（極めて稀なケースとして、献血や性交渉による感染の可能性が指摘されている。）。理論的には母乳を介した感染や臓器移植による感染の可能性はあるが、実際の感染事例はない。

○ 症状

デング熱やチクングニア熱ほど強い症状は示さないが、似た症状を示し、発熱（＜38.5℃）、頭痛、関節痛、発疹、結膜炎などが 2～7 日続く。死亡するケースは稀。

潜伏期間は 2～12 日（主に、2～7 日）と言われており、デング熱等と同様、不顕性感染も報告されている。

ギランバレー症候群との関連や、妊娠中に感染した場合に、胎児に影響（小頭症との関連）する可能性が指摘されている。

【参考 1】「ジカウイルス感染症（ジカ熱）のリスクアセスメント」（国立感染症研究所）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/id/2358-disease-based/sa/zika-fever.html>

【参考 2】「ジカウイルス感染症について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

食品廃棄物が不適正に転売された事案に係る再発防止について(協力要請)

環境省から（公社）全国産業廃棄物連合会を通して協力要請がありましたのでお知らせします。

環廃産発第 1601203 号

平成 28 年 1 月 20 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

食品廃棄物が不適正に転売された事案に係る再発防止について（協力要請）

平素より産業廃棄物処理行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理業者が当該廃棄物を食品として売却し、県内のスーパーで販売されていた事実等が判明したところです。

産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態であったと考えます。

このため、環境省では、各都道府県・政令市に対し、平成 28 年 1 月 18 日付けで廃棄物処理業者への指導や類似事案への厳正な対処を通知（別紙 1）するとともに、同 20 日付けで食品残さ等を扱う産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施するよう要請（別紙 2）したところです。

つきましては、貴連合会、都道府県産業廃棄物協会及び傘下の会員業者に対し、都道府県等による立入検査の円滑な実施に協力していただくようお願い申し上げます。

また、当省としては、本事案を受け、産業廃棄物の適正処理の推進等を目的として活動している公益法人である貴連合会において、早急に、今後の取組、再発防止策等について取りまとめることが極めて重要であると考えているところ、御対応の上、可及的速やかにその結果を御提供いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 水谷、松岡、小久保
（電話）03-5501-3156（直通）

別紙 1

環廃企発第 1601184 号

環廃産発第 1601186 号

平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 長

産業廃棄物課 長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしくお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

環廃企発第 1601201 号

環廃産発第 1601201 号

平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産業廃棄物課長

動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者等への立入検査等の強化について

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところであり、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したことを受け、平成 28 年 1 月 18 日に、「産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について」を通知し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対応をされるようお願いしたところである。

貴職におかれては、上記通知に基づき、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者を対象とし、重点的に立入検査等を行い、食品の転売を行っていた事案の有無及びマニフェスト虚偽記載の有無等を確認されたい。

その結果、適切な処理が行われていない事案が判明した場合には、速やかに許可の取消しを含む適切な措置を講じられたい。更に、事案の有無に関わらず、動植物性残さを取り扱う産業廃棄物処分業者への立入検査の状況を取りまとめ、別添 1 にて、平成 28 年 1 月 29 日（金）までに報告されたい。

また、国においては、関係省庁とともに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 11 条に基づく再生利用事業者の登録を行っているところ、産業廃棄物である動植物性残さを取り扱う事業者も存在している。登録再生利用事業者に対しての立入検査等の対応を行った場合にはその旨を国に上記と併せて報告し、必要に応じて国による対応との連携を図られたい。

有害物ばく露作業報告対象物について

厚生労働省から（公社）全国産業廃棄物連合会を通して通知がありましたのでお知らせします。

基安発 1225 第1号

平成 27 年 12 月 25 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

（公 印 省 略）

有害物ばく露作業報告対象物（平成 28 年対象・平成 29 年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成 28 年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 29 年1月1日から3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いします。

記

1 制度の概要

安衛則第 95 条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の7の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。)であること。

なお、「炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)」の「ウィスカー」とは、幅(直径)が数 μm 程度以下の細長い針状の単結晶をいい、「繊維状」とは、概ね長さが5 μm 超、幅が3 μm 未満、長さが幅の3倍を超える繊維をいうこと。

コード	物	含有量 (重量%)
215	アセトンシアノヒドリン	1%未満
216	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	0.1%未満
217	エチリデンノルボルネン	0.1%未満
218	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	0.1%未満
219	2-クロロニトロベンゼン	0.1%未満
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	1%未満
221	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	0.1%未満
222	2, 6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	0.1%未満
223	ジチオりん酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	0.1%未満
224	炭化けい素(ウィスカー及び繊維状のものに限る。)	0.1%未満
225	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	0.1%未満
226	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニレン)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名CIダイレクトブルー15)	0.1%未満
227	2, 4, 6-トリクロロフェノール	0.1%未満
228	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	0.1%未満
229	ヒドロキノン	0.1%未満
230	N-(ホスホノメチル)-グリシン(別名グリホサート)	0.1%未満
231	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	0.1%未満
232	硫酸ジイソプロピル	0.1%未満

3 報告の期間等

事業者は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量が 500 キログラム以上になったときは、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。